<u>ш</u>	見	平成27年2月1日(三股町)							
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•

### ◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分類】 No.

臣仁

【内 容】

表紙◆「三股町行政改革大綱」(案)へのご意見を募集します



② 催 し

④ お知らせ

(子ども)

- 1 ◆「三股町介護予防支援等の事業の基準及び地域包括支援センター の包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例」(案)への ご意見を募集します
  - ◆「三股町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」(素案)への ご意見を募集します
- 2 ◆平成27年度「国有林モニター」を募集します
- ◆2月7・8日、「三股町文化の祭典」を開催します
- 3 ◆3月からごみの収集日と分別方法が変わります
- 4 ◆「ごみ分別・収集説明会」を開催します
- ◆公用車(タイヤショベル)を売ります
- 5 ◆町の公共下水道の整備状況をお知らせします
  - ◆交通災害共済加入申し込みを受け付けます
- 6 ◆2月に「三股町総ぐるみ献血参加運動」を実施します
  - ◆「三州健康教室」を実施します
  - ◆「おもちゃ病院三股」を開設します
- ⑤保健と福祉 7 ◆平成27年度「放課後児童クラブ」利用には、2月16日(月) から3月7日(土)までに申請が必要です
  - 8 ◆軽度・中等度の難聴児の補聴器購入(修理)費用の助成を行っています
- ◆若者の就職を支援する「みやざき県南若者サポートステー ⑥保健と福祉 ション」をご活用ください (一般)
  - 9 ◆「ギャンブル依存症者の家族のつどい」を実施します
    - ◆「薬物依存症者の家族のつどい」を実施します
- 10◆「人権相談」を実施します 9 相 談
  - ◆「ふれあい福祉相談」を実施します
  - ◆「交通事故無料相談」を実施します



### ◆「三股町行政改革大綱」(案)へのご意見を募集します

町では、行政改革大綱を策定し、充実した住民サービスの提供と効率的・ 効果的な町政運営に向けての行財政改革に努めています。

さらなる行財政改革の推進を図るため、平成27~31年度の5年間を 計画期間とする「三股町行政改革大綱」を策定します。

このたび、「三股町行政改革大綱」(案)がまとまりましたので、町民の 皆さんからご意見を募集します。

募	集	期	間	2月5日(木)~20日(金)
	見 内 容	募 (案	<b>集</b> )	三股町行政改革大綱(案)
公	表	場	所	①三股町地域政策室 ②町公式サイト (パブリックコメントページ) 町公式サイトアドレス http://www.town.mimata.lg.jp/
意.	見の提	出方	法	住所、氏名または団体名を明記し、封書で町地域政策室 へ郵送またはご持参ください。ファクス、メールでも受 け付けます。
	果の公			①町地域政策室
提	よ ひ 出		,. ,	② 町公式サイトのパブリックコメントページに記載 三股町地域政策室 地域政策係

### ※お問い合わせは、

〒889-1995 北諸県郡三股町五本松1-1

三股町地域政策室 地域政策係(公:52-1111・内線212) にお願いします。



### ◆「三股町介護予防支援等の事業の基準及び 地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る 基準を定める条例」(案)へのご意見を募集します

「地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号。「(第3次)地域主権一括法」)の施行に伴い、介護保険法(平成9年法律第123号)の一部が改正されました。

これにより、今まで厚生労働省令などにより全国一律に定められていた「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」および「地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準」について、4月までに地方自治体が条例で定めることになりました。つきましては、この各基準(案)について、町民の皆さんのご意見をお寄せください。

募集期間	2月23日(月)まで
	①三股町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定
	介護予防支援などに係る介護予防のための効果的な支援の
	方法に関する基準を定める条例(案)
意見募集の	②三股町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施する
基準(案)	ために必要なものに関する基準を定める条例(案)
基 年 ( <i>采 )</i> 	③条例制定概要
	④省令対照表 (介護予防支援等の事業の基準)
	⑤省令対照表 (地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に
	係る基準)
	①三股町福祉課
公 表 場 所	②町公式サイト (パブリックコメントページ)
	町公式サイトアドレス <u>http://www.town.mimata.lg.jp/</u>
   意見の提出方法	①住所、氏名または団体名を明記し、封書で町福祉課へ郵送
思見の徒田万法	またはご持参ください。ファクス、メールでも受け付けます。
結果の公表場所	①町福祉課での閲覧
および方法	②町公式サイトのパブリックコメントページに記載

#### ※お問い合わせは、

〒889-1995 北諸県郡三股町五本松 1-1

三股町 福祉課 介護高齢者係

(☎:52-1111・内線161)にお願いします。



### ◆ 「三股町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」(素案) へのご意見を募集します

三股町では、老人福祉法・介護保険法に基づき、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図るため、平成27~29年度を計画期間とする「三股町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定します。このたび、計画の素案がまとまりましたので、町民の皆さんからご意見を募集します。

募	集	į	期	間	2月5日(木)~26日(木)				
意	見	募	集	の	①三股町高齢者保健福祉計画·第6期介護保険事業計画(素案)				
施	策	(	案	)	①二次时间即省				
					①三股町 福祉課				
公	公 表 場 所			所	②町公式サイト (パブリックコメントページ)				
					町公式サイトアドレス <u>http://www.town.mimata.lg.jp/</u>				
<u> </u>	<b>=</b> ~	+8 1	ш →	- :+	①住所、氏名または団体名を明記し、封書で町福祉課へ郵送ま				
思」	見の	t走 i	山力	江	たは持参ください。ファクス、メールでも受け付けます。				
結具	果の	公	表場	計	①町福祉課での閲覧				
お	ょ	び	方	法	②町公式サイトのパブリックコメントページに記載				

#### ※お問い合わせは、

〒889-1995 北諸県郡三股町五本松 1-1

三股町 福祉課 介護高齢者係

(☎:52-1111・内線161)にお願いします。



### ◆ 平成27年度「国有林モニター」を募集します

林野庁九州森林管理局では、森林・林業や国有林に興味を持つ人を対象に、 国有林の役割や現状などの情報をお知らせし、またご意見をいただく 「国有林モニター」事業を実施しています。

このたび、次の通り平成27年度の「国有林モニター」を募集します。

募集人員	40~60人程度
依頼期間	4月~平成28年3月
依頼内容	森林・林業、国有林についてのアンケートへの回答など
	次に掲げる必要事項をご記入の上、はがき、封書、メールまた
	はファクスのいずれかの方法で、次の宛先までご応募ください。
	〒860-0081 熊本市西区京町本丁2番7号
応募方法	九州森林管理局 企画調整課 国有林モニター担当
	(FAX: 096-328-3643)
	E-mail: ky_kikaku@rinya.maff.go.jp
	・氏名(ふりがな)、性別、年齢、職業、住所、郵便番号、
	電話番号、メールアドレス(ある場合のみ)
	・国有林モニターを知ったきっかけ(具体的にご記入ください)
必要事項	・国有林モニターに応募した理由(100字程度)
	※ご応募いただいた個人情報は、個人情報に関する法律に従い、
	適正に取り扱います。なお送付された申込書は返却できま
	せんので、あらかじめご了承ください。
募集期限	2月27日(金)(当日消印有効)
<i>∞</i> ±	選考結果は、3月下旬ごろ、依頼状の発送をもってお知らせし
発 表	ます。

#### ※お問い合わせは、

九州森林管理局 企画調整課 国有林モニター担当

 $( \mathbf{2} : 096 - 328 - 3511)$ 

(FAX:096-328-3643) にお願いします。



### ② 催 し

### ◆ 2月7・8日、「三股町文化の祭典」を開催します

■ 毎年、町内外の多くの方が参加する「三股町文化の祭典」。ことしも次の ■ 通り実施します。

童謡・唱歌、短歌や舞踊などの芸能披露、生涯学習の発表、講演会など、 多彩な内容となっています。ご家族・ご友人お誘い合わせの上、ぜひ気軽に ご来場ください。入場は無料です。

- 米場く	726	さい。人場は無料です。
日	時	2月7日(土)午前9時30分~
		8日(日)午前9時~
場	所	三股町立文化会館
		●7日(土)
		第1部 童謡まつり(午前9時40分~)
		・童謡・唱歌愛好団体・個人(16組)によるステージ
		・ゲスト「spirit」(スピリット) コンサート
		第2部 文化芸能まつり(午後1時30分~)
内	容	・歌詠み会(三股町短歌会会員・小中学生による短歌朗詠)
<b> </b> ^]	台	・舞踊などの芸能披露(団体の部、師匠の部)
		●8日(日)
		第3部 元気まつり(午前9時~)
		・生涯学習教室(36団体)などの舞台発表
		・生涯学習教室の作品展示(7、8日とも開催しています)
		・生涯学習講演会 レポーター・菊田あや子さん

#### ※お問い合わせは、

「三股町文化の祭典実行委員会」事務局(町立文化会館内)

(西:51-3462) にお願いします。





### お知らせ

- ◆ 3月からごみの収集日と分別方法が変わります
- ■ごみステーションに出すときの注意

3月からごみステーションで回収する品目と回収日は次の通りです。

- ※ごみカレンダーで確認して品目ごとに分別してください。 ※ごみは町指定ごみ袋に入れて午前8時までに出してください。
- ※祝日も収集します(ただし、12月31日~1月3日を除きます)。
- ※引っ越し時のごみなどの大量のごみは収集に支障があるため、直接ごみ 処理施設への搬入をお願いします。

燃えるごみ	毎週	月曜日・火曜日・金曜日 午前8時まで
燃えないごみ	毎月	第4木曜日 午前8時まで
缶・瓶	毎月	第3木曜日 午前8時まで
ペットボトル・白色トレイ	毎月	第2木曜日 午前8時まで

**■生ごみ類**(食べ残しや貝殻・骨・野菜くずなど) きちんと水切りしてから出してください。



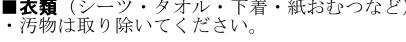
**■木くず類**(切った枝・竹・落ち葉・草花など ・土、泥は除いてください。



- ・大量のせん定枝は、最終処分場に直接持ち込んで
- ■衣類(シーツ・タオル・下着・紙おむつなど)









- ・シャンプーやマヨネーズの容器は、中身を使い切ってから出して ください。
- ビニールホースは1に未満に切って出してください。



えるご

4

















■**革製品**(革靴・財布・バッグ・ベルトなど) ・金属部分は取り外してください。





- **■その他**(雑紙類・中がアルミはくの紙パック・食用油など)
- ・食用油は紙や布に染み込ませてください。
- ・たばこの吸い殻は水に浸すなど完全に火を消してください。









○陶器類(茶碗や皿・花瓶・植木鉢など)







**〇ガラス類**(鏡・割れた瓶・グラス・電球・割れた蛍光灯など) 割れたガラスなどは新聞紙などに包んで赤マジックで「危険」

と明記してください。

えな

LI

Ĵ

○金属類(鍋・やかん・包丁・電気コードなど) ・鋭利な物は新聞紙などに包んで**赤マジックで** 「危険」と明記してください。



鉄アレイやダンベルなどの重い物は粗大ごみとなります。

○小型電化製品類(ドライヤー・トースター・ポットなどの軽量な物)





**〇その他**(アルミホイル・レトルトパックなど)

お菓子が入っていた缶など)







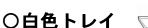
○瓶類 (一升瓶・ビール瓶・化粧瓶・ 栄養ドリンクなどの瓶など)

(飲み物・缶詰の空き缶・



○ペットボトル

〇缶類



※資源ごみはそれぞれの品目に分別して出してください。

※缶・瓶・ペットボトルのふたは外してください(プラスチック製のふた は燃えるごみに、金属製のふたは燃えないごみに出してください)。

※水ですすいで、中に異物を入れないでください。

※資源ごみは各自治公民館のリサイクル集積所でも回収しています。 自治公民館活動にご協力をお願いします。

■ごみ処理施設(有料)

【可燃ごみ・可燃性粗大ごみ】

- ・都城市クリーンセンター(都城市山田町 7599 番地 5・☎: 45 6677) 【不燃ごみ・不燃性粗大ごみ・資源ごみ】
- ・都城市リサイクルプラザ(都城市下水流町 4028 番地 11・☎:36-3900) 【埋立ごみ・不燃ごみ・不燃性粗大ごみ・資源ごみ】
- ·三股町一般廃棄物最終処分場(三股町大字長田 1233 番地 1·☎:52-5424)
- ※お問い合せは、環境水道課 環境保全係

(☎:52-1111・内線264・265)にお願いします。

### ◆「ごみ分別・収集説明会」を開催します



3月からごみの分別方法と収集日などが変わります。つきましては次の 通り各地区説明会を開催します。ぜひご参加ください。

期日	時 間	場所
2月17日(火)		第7地区分館
2月18日(水)		第2地区交流プラザ
2月19日(木)		第1地区分館
2月20日(金)		第9地区分館
2月23日(月)	午後7時~8時	第3地区分館
2月24日(火)		第8地区分館
2月25日(水)		第6地区分館
2月26日(木)		第5地区分館
2月27日(金)		第4地区分館

※お問い合せは、環境水道課 環境保全係

(西:52-1111・内線264・265) にお願いします。



# ◆ 公用車 (タイヤショベル)を売ります

#### 《物件の内容》

初年度登録年月	1983 (昭和58) 年12月	種 別	大型特殊
車体の形状	ショベル・ローダ	乗 車 定 員	1人
車 名	小松インターナショナル	原動機の型式	4D1052
車両総重量	6, 465 <sup>+</sup> <sub>2</sub> <sup>5</sup>	総排気量	4.32 リットル
長 さ	559 キンメー	車検有効期限	期限切れ
高さ	302 キンメートル	色	黄
幅	240 キャメー	走 行 距 離	34 万*゚゚゚ド゚
燃料の種類	軽油	アワメーター	25640 1/10H
装備 • 付属品	エアコン・AM ラジオ	タイヤ	4分山程度
そ の 他	全体的に傷、汚れ、さび	 あり。シートに破れ	hあり

### 申し込み方法などは次の通りです

必ず現車を確認してから お申し込みください。

■公売の方法=一般競争入札

■入札日時など=日時:2月26日(木)午前10時~

場所: 町役場4階 第1会議室

■申込受付期間=2月16日(月)~24日(火)

※受付時間は午前9時~午後4時。

※申込物件ごとに町指定の用紙で、町総務課行政係へ

お申し込みください。申込用紙は窓口に準備してあります。

■入札保証金=ご自身の入札価格の5%以上が必要です。

※落札した場合は、契約保証金に充当します。それ以外は 返金します。

■契約保証金=契約金額の10%以上が必要です。

■その他経費=契約書の収入印紙などが必要になります。



※お申込み・お問い合わせは、

総務課 行政係

(**25**:52-1111・内線232、234) にお願いします。

### ◆ 町の公共下水道の整備状況をお知らせします



三股町の公共下水道は、平成10年~整備を始め、ことしで16年が経過 しました。

ちなみに、家庭からの下水道接続は平成17年から開始しています。

#### ■整備状況=

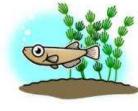
	今市・花見原・中原・上新・下新・稗田・東原の全部
整備済み地区	五本松・仲町・山王原の一部
	(計画面積 502%のうち 240%完了)

#### ■利用状況=

利用可能人口	8,467人 (3,416戸)
利用者人口	3,990人 (1,566戸) (接続率 47.1%)

#### ■未利用者の汚水処理状況=

合	併	浄	化	槽	1,	358人	(267戸)
単	独	浄	化	槽	2,	064人	(1,028戸)
<	み取	り	トイ	レ	1,	055人	(555戸)



平成26年3月末 現在

- ・くみ取りトイレおよび単独浄化槽は、地域環境や河川水質悪化の原因となり ます。できるだけ早く、公共下水道への切り替えをお願いします。
- ・下水道は環境改善だけではなく、河川の水質改善により、安全な飲料水の供給 や安心でおいしい魚の育生など、人間に大切なものを与えてくれる大事な施設 です。
- 今後は、上米・山王原・植木地区の整備を進めていく計画です。
- ※お問い合わせは、環境水道課 下水道係(2階 ⑩番窓口) (☎:52-1111・内線262、263)にお願いします。

### ▶ 交通災害共済加入申し込みを受け付けます



交通災害共済は、交通事故により死亡・障害・けがをした場合に、お互い ます。

募集期間	2月2日(月)~3月31日(火)
	(個人加入の人は、4月1日以降も随時受け付けます)
共済期間	4月1日(水)~平成28年3月31日(木)【1年間】
	三股町に在住で住民票のある人(外国人住民の人も含み
加入資格	ます)。就学(学生)のため一時的に町外に転出している人
	も加入できます。
	加入希望者は、申込書に必要事項を記入し掛金を添えて、
<b></b>	<u>支部長(班長)</u> または <u>役場(案内窓口)</u> ・ <u>郵便局(ゆうちょ銀行)</u>
申し込み	でお申し込みください。
方 法	☆ 申込用紙は、2月1日号回覧と一緒に支部長に配付 し
	ます。また町役場(案内窓口)にもあります。
共済掛金	1人につき500円

※お申込み・お問い合わせは、町役場 案内窓口 (☎:52-1111・内線182)にお願いします。





### ◆ 2月に「三股町総ぐるみ献血参加運動」を実施します



安全な血液製剤の安定した供給のために献血へのご協力をお願いします。

期	日	2月19日(木)	
時	間	午前9時30分~午後4時 (休憩:午後0時~1時30分)	
場	所	三股町役場 (1階ロビーで受付後、献血車内で行います)	

※当日の状況によって、やむを得ず予定時間が変更となる場合があります。

検査後、血液型(Rh±を含む)や健康管理の目安となる検査数値を希望 する人に通知しています。健康管理にご活用ください。

#### ●400≒ッパ献血にご協力ください●

- 男性17~69歳、女性18~69歳
- 体重50\*゚゚゚以上の体調の良い人など
- ・ ただし、65歳以上の人は60~64歳までに献血経験のある人に 限られます。その他、当日の問診により献血できない場合があります。

### ※ お問い合わせは、健康管理センター

(西:52-8481) にお願いします。





### ◆「三州健康教室」を実施します



三州病院では毎月、地域の皆さんの健康維持・増進のために健康教室を 開催しています。誰でも参加できますので、ご近所お誘い合わせの上、 ご参加ください。

日	B	诗	2月20日(金) 午後3時~4時
場	克	听	三州病院3階 カンファレンス室
			テーマ「家族がガンになったとき」
内	茗	容	講師:三州病院 がん看護専門看護師
			くぼた ゆうこ 久保田 優子 氏
参	加	費	無料
定	į	員	6 0 人
ф	1 7 7 + 2-	+	電話または来院時にお申し込みください。
甲	し込み方法	<b>去</b>	※予約が必要です。

※お申し込み・お問い合わせは、

三州病院(西:22-0230)にお願いします。

### ◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期日	2月21日(土) 毎月第3土曜日
時 間	<ul><li>・受け付け 午後1時~3時</li><li>・開 院 午後1時~5時ごろ</li></ul>
場所	町総合福祉センター「元気の杜」
注 意 事 項	<ul> <li>・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します (一部、材料費などが掛かることがあります)。ただし、 破損のひどい物、欠品のある物については、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご 持参ください。</li> <li>・AC電源により作動させる電化製品・コンピューター 製品、人を傷つける恐れのある物、水に浮く物(浮輪・ ボートなど)などは修理対象外です。</li> </ul>

#### ※お問い合わせは、

·代表:横山健一(**2**:51-0241)

増田親忠(携帯:090-1926-8783)

にお願いします。



### ⑤ 保健と福祉(子ども)

◆ 平成27年度「放課後児童クラブ」利用には、

### **2月16日(月)から3月7日(土)までに**申請が必要です

放課後児童クラブは、町内の児童館などで、放課後に就労などで保護者がいない児童に、適切な遊び・生活の場を与え、健全な育成につなげることを 目的としています。

利用するには、児童クラブへの「登録」が必要です。登録を希望する家庭は、新規・継続を問わず、必ず申請してください。

#### ■開設日・開設時間など=

開 設日	利用時間	利用料金
月曜日~金曜日	午後2時~午後6時	Arr. No.
	午前9時~午後6時	無料
土曜日、春・夏・冬休み 	午前8時~午後6時	有料(2千円/月)

- ■休館日=日曜日、祝日、お盆(8月13日~15日)、 年末年始(12月29日~翌年1月3日) その他(台風やインフルエンザなどで学校が休校の場合)
- ■登録期間=4月1日(水)~平成28年3月31日(木)
- ■対象児童=
  - ①放課後に就労などで保護者のいない児童 (原則として平成27年4月現在で小学1~3年生の児童)
  - ②保護者に健康上の理由がある場合や健全育成上指導を要する児童
  - ※上記のいずれかに該当し、開館日数の「2分の1」以上利用することと、 保護者の責任で送迎を行うことが必要です。

#### ■登録申請=

放課後児童クラブ (無料) に登録を希望する児童の保護者は、

①放課後児童クラブ登録申請書一式と②就労・内職証明書をそろえてご提出ください(地区・学年・定員など調整の上、決定します。必ずしも希望の放課後児童クラブに登録できるとは限りませんのでご了承ください)。

申	請	書	類	2月2日(月)から各児童クラブで配布します。
申	請	期	間	2月16日(月)~3月7日(土)
申請書類提出先			出先	各児童クラブにご提出ください。

#### ■有料児童クラブも利用できます=

※「児童クラブ登録者」で希望者のみが対象です。

由註十计	利用月の前月までに申請書をご提出ください。
申請方法	月毎の申請が必要です。
利用料金	月額1人2千円(割引・払い戻しなし)
支払方法	納付書にてお支払いください。
提出先	各児童クラブ

#### ■登録許可=

申請期間内の申請者には3月中旬以降に、各児童クラブより「三股町放課後児童クラブ登録許可書」を渡します。

#### ■実施児童館など=

名 称	開設場所	電話番号
三股小児童クラブ	三股小児童クラブ室	51-0606
プラザ児童クラブ	第2地区交流プラザ	52-1099
上米児童クラブ	上米満児童館	52-4373
新馬場児童クラブ	新馬場児童館	52-3948
東原児童クラブ	東原児童館	52-0336
今市児童クラブ	今市児童館	52-1814
植木児童クラブ	植木児童館	52-1092
蓼池児童クラブ	蓼池児童館	52-3947
前目児童クラブ	前目児童館	52-4844
梶山児童クラブ	梶山児童館	52-1251
長田児童クラブ	長田児童館	54-1213
宮村児童クラブ	宮村児童館	52-5533

#### ■帰宅時等の送迎=

児童の送迎は保護者の責任において行うのが原則です。

学校終了後、児童は直接クラブへ向かい、帰宅の際は午後6時までに迎えが必要です。土曜日、夏休みなどは送迎をお願いします。

#### ※お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係 (**2**:52-1111・内線166) または、各児童クラブにお問合わせください。





## ◆ 軽度・中等度の難聴児の補聴器購入(修理)費用の 助成を行っています

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児について、補聴器購入、修理などに要する費用の助成を行っています。

助成対象者	次の要件を全て満たす児童。ただし、対象児童の保護者やその配偶者、扶養義務者の所得が、特別児童扶養手当の所得制限限度額以上である場合は、助成を受けることはできません。 ① 保護者が三股町内に住所を有していること。 ② 18歳以下であること(18歳に達する日以降、最初の3月31日までの間にある人)。 ③ 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、聴覚障害に関して身体障害者手帳の交付対象とならないこと。ただし、医師が必要と認める場合は、30デシベル未満も対象とします。 ④ 他の法令などに基づき補聴器購入の助成などを受けていないこと。 ⑤ 宮崎大学医学部附属病院難聴支援センターの医師が補聴器装用を必要と認めた人。
助成金の額	補聴器の購入・修理に要した経費または別に定める基準額(補聴器の種類によって異なります)のいずれか低い額の3分の2(生活保護受給世帯や市町村税非課税世帯については10分の10)。
申請方法	町福祉課 社会福祉係に申請に必要な書類などをご持参の上、申請してください。 ※必ず補聴器の購入・修理・製作を行う前に申請してください。
申 請 に 必要なもの	<ul> <li>・印かん(認め印可)</li> <li>・宮崎大学医学部附属病院難聴支援センターの医師の意見書(別途、診察料などが必要)</li> <li>・意見書の処方に基づき補聴器販売業者が作成した補聴器の見積書※医師意見書の様式については町福祉課 社会福祉係にあります。また町公式サイトからもダウンロードできます。</li> <li>〇町公式サイトアドレス http://www.town.mimata.lg.jp/</li> </ul>

※お問い合せは、福祉課 社会福祉係(1階 ⑥番窓口) (**公**:52-1111・内線164)にお願いします。



### ⑥ 保健と福祉(一般)



### ◆ 若者の就職を支援する

### 「みやざき県南若者サポートステーション」をご活用ください

若者サポートステーション(愛称「サポステ」)では、働くことに悩みを抱えている15~39歳までの若者に対し、専門家などによる相談、コミュニケーション訓練などの実施、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っています。

「働きたいけれど、どうしたらよいのか分からない…」「自信が持てず次の一歩を踏み出せない…」「コミュニケーションが苦手で不安」「人間関係のつまずきで退職後、空白期間が長くなってしまった…」など、働くことに悩みを抱えている若者の皆さんのご相談をお待ちしています。

※「サポステ」は、厚生労働省が認定した全国の若者支援の実績がある NPO法人、株式会社により実施され、平成25年度は全国160カ所に 設置されています。

対	象	者	就労・就学などの職業的自立を目指す15~39歳までの 若者とその家族
利	用時	間	月~金曜日 午前10時~午後5時 (土、日、祝日、年末年始を除く)
内		容	【キャリア相談】仕事や進路についてキャリアカウンセラーが個別に支援します。応募書類作成や面接試験対策など。 【こころの相談】就職や進学に向けての心の悩みを精神保健福祉士に相談できます。 ※相談は原則、予約制です。ただし空きがあれば、当日受付も可能です。
利	用料	金	無料
場		所	「みやざき県南若者サポートステーション」 都城市東町4-30

#### ※お問い合わせは、

みやざき県南若者サポートステーション

(**2**: 36-6510 • FAX: 36-6512)

ホームページ <a href="http://www.saposute-miyazaki.jp/">http://www.saposute-miyazaki.jp/</a> にお願いします。





### ◆「ギャンブル依存症者の家族のつどい」を実施します

ギャンブル依存症は「心の病気」です。

ギャンブルによって、経済的・社会的・精神的な問題を生じているにもかかわらず、やめることができない状態です。このとき、家族もギャンブルの問題に巻き込まれ、悩み・苦しみ、借金の返済などに追われ、日常生活が破綻します。

「ギャンブル依存症者の家族のつどい」では、ギャンブル問題を抱える家族が、悩み・苦しみを分かち合い、勇気と元気をもらうためにグループミーティングを行っています。

次の通り開催していますので、どうぞ気軽にご参加ください。事前予約は不要ですので、当日、会場までお越しください。

対	象	者	宮崎県内在住で、ギャンブル問題を抱える家族
内		容	家族ミーティングおよび情報交換
TB		所	宮崎県総合保健センター 4階 団体交流室
場			(〒880-0032 宮崎市霧島1-1-2)
			3月 5日(木) 午後1時30分 ~ 3時30分
日		時	この「つどい」で、ほかの家族の人から聞いたこと
			については、秘密厳守をお願いします。

※ギャンブル依存症者の家族・友人のための自助グループ「ギャマノン」でもミーティングが行われています。詳しくはお問い合わせください。





薬物(違法薬物、危険ドラッグ、処方薬など)依存症は「心の病気」です。 薬物の問題は、使っている本人だけでなく、周囲のあらゆる人を巻き込 みながら進行していきます。本人に近しい人ほど、責任を背負い込み、恨 みや怒りを抱えて傷つき、自信をなくし、孤独になりやすくなります。

「薬物依存症者の家族のつどい」では、同様の問題や悩みを抱える家族が自分の気持ちを正直に話せる安全な場所として、毎月1回ミーティングを行っています。「薬物依存症は病気」であることを確認し、家族が抱えている重荷を少しずつ少なくしていくことで、まずは家族自身の回復を目指しましょう。

次の通り開催していますので、どうぞ気軽にご参加ください。 事前予約は不要ですので、当日、会場までお越しください。

対	象	者	宮崎県内在住で、薬物についての問題を抱える家族		
内		容	家族ミーティングおよび情報交換		
場		所	宮崎県総合保健センター 4階 団体交流室 (〒880-0032 宮崎市霧島1-1-2)		
日		程	3月 9日(月) 午後1時30分~3時30分 ※平成27年1月は、第1月曜日となります。 この「つどい」で、ほかの家族の人から聞いたことについては、秘密厳守をお願いします。		









※お問い合わせは、 宮崎県精神保健福祉センター

〒880-0032 宮崎市霧島1-1-2 宮崎県総合保健センター 4階

(  $\mathbf{\Xi}$  : 0985-27-5663)

(FAX:0985-27-5276)にお願いします。





### 9 相 談

### ◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭関係(夫婦・親子・離婚・ 扶養・相続)、近隣関係、金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」にも 応じています。お気軽にご相談ください。

\* 予約は不要です。なお相談は無料です。

#### ■特設人権相談=

期		日	3月4日(水)
時		間	午前10時~午後3時
場		所	JR三股駅多目的ホール「M★うぃんぐ」
担	当	者	今村 理絵

#### ■常設人権相談=

日		時	平日の午前8時30分~午後5時15分
18		=-	宮崎地方法務局都城支局
場		所	(都城合同庁舎5階相談室)
担	当	者	人権擁護委員・法務局職員

#### ※ お問い合わせは、

•特設人権相談: 総務課 行政係(2階 ⑧番窓口)

(☎:52-1111·内線232)

·常設人権相談:宮崎地方法務局都城支局(**四**:22-0490)

にお願いします。

### ◆「ふれあい福祉相談」を実施します

社会福祉協議会では、生活上の問題、結婚・離婚・金融上のもめ事や 介護など、あらゆる相談を受け付けます。

また電話での相談も行います。

〇日 時: 毎日 午前9時~午後5時

(土・日・祝日は除きます)

○場 所: 町総合福祉センター「元気の社」



※お問い合わせは、社会福祉協議会(**25**:52-1246) にお願いします。

### ◆「交通事故無料相談」を実施します

都城地区交通安全対策協議会では、交通事故の相談を充実させるため、 無料相談を行っています。交通事故で困った事などありましたら、何でも ご相談ください。

〇日 時: 毎日 午前9時~午後4時

(水・土・日・祝日は除きます)

〇場 所: 都城市役所2階 都城市生活文化課内

(都城市姫城町6街区21号)

★事前に、電話にてお問い合わせください。

※お問い合わせは、

都城地区交通事故相談所(☎:23-0944)にお願いします。



No. 1 O